
議題	会計基準レベルの新規テーマの評価
項目	連結範囲に関する日本基準と IFRS10 の差異

経緯

1. 2013 年 3 月に開催された第 17 回基準諮問会議において、基準諮問会議委員より連結範囲の見直し（IFRS 第 10 号とのコンバージェンス）について新規テーマとして採り上げるべき旨の提案がなされた。同基準諮問会議では、事務局より、ASBJ ではすでに IFRS 第 10 号と日本基準との差異の分析等の検討を進めており、特に 2011 年 3 月に短期的対応として特別目的会社の連結に関する特則についての改正にあたって寄せられた意見を踏まえ、IFRS 第 10 号の支配概念の特別目的会社に対する適用や代理人の論点を中心に、これまでの検討状況を「特別目的会社の連結範囲等に関する検討の中間取りまとめ」として近く取りまとめる予定である旨が説明され、頂いた提案については ASBJ に報告する旨が説明された。

これに対して、提案を行った委員から、ASBJ の審議状況の報告を求める発言がなされた。本資料は、この要請に答えるものである。

ASBJ における検討の概要

2. 連結・特別目的会社専門委員会では、2011 年 5 月の IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下、「IFRS 第 10 号」という。）¹公表後、IFRS 第 10 号の支配の考え方の全体像を理解するため、①議決権又は類似の権利を通じた支配（潜在的議決権の取扱いや、議決権の過半数を伴わないパワーを含む。）に関する論点の検討、②特別目的会社のように議決権又は類似の権利が支配の決定要因とならない場合の支配に関する論点の検討を行った。②については、2013 年 3 月 29 日に「特別目的会社の連結範囲等に関する検討の中

¹ 2013 年 1 月 1 日以後開始する会計年度から適用する事業年度から適用しなければならないとし、早期適用も認められる。なお、EU では、強制適用時期を 1 年遅らせて 2014 年 1 月 1 日以後開始する事業年度からとし、早期適用は認めている。

間取りまとめ」として公表された²。

3. 本資料では、①議決権又は類似の権利を通じた支配（潜在的議決権の取扱いや、議決権の過半数を伴わないパワーを含む。）に関する論点の ASBJ における検討状況を報告する。

専門委員会における検討状況

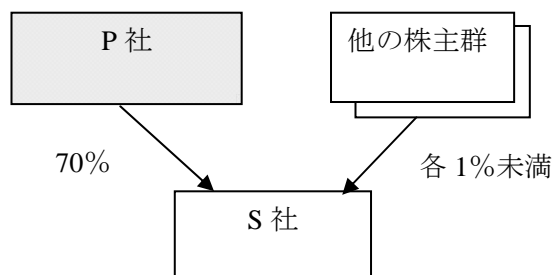
開催時期	検討内容
2011年6月27日（月） 第67回専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 連結範囲：IFRS 第10号の支配概念の具体的な適用 ① ー概要ー ➤ 連結範囲：IFRS 第10号の支配概念の具体的な適用 ② ー議決権の過半数に満たない場合の取扱いー
2011年7月20日（月） 第68回専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 連結範囲：IFRS 第10号の支配概念の具体的な適用 ② ー議決権の過半数に満たない場合の取扱いー （前回のフォロー：緊密者・同意者） ➤ 連結範囲：IFRS 第10号の支配概念の具体的な適用 ③ ー潜在的議決権の取扱いー
2011年8月31日（水） 第70回専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 連結範囲：事例分析ー議決権の過半数を伴わないパワーー

² 日本基準では代理人についての明示的な定めはないが、IFRS 第10号では、代理人の判定に際して、①投資企業の意味決定権限の範囲、②他の当事者の権利、③意思決定者の報酬、④リターンの変動制に対するエクスポージャーを含む、被投資企業に関与する他の当事者等との間の全体的な関係も考慮して判断するという代理人に関するガイダンスが設けられている。このため、中間とりまとめでは、これらの点も設例を用いて検討を行った。

IFRS 第 10 号と、我が国における会計基準の比較

＜議決権の過半数を有している場合＞

イメージ



4. IFRS 第 10 号では、①投資先に対するパワー、②投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利、③投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力のすべてを有する場合に投資先を支配しているとしている(第 7 項)。
5. 通常、事業を営む典型的な企業の場合には、普通株式を保有することで全てを満たすことになるため、以下ではこの分析を省略している。
6. 日本基準の考え方と比較した場合、以下の通りである。

(IFRS 第 10 号)	(日本基準)
議決権の過半数を伴うパワー	
議決権の過半数を有する企業は、次のいずれかの状況ではパワーを有する。(B35 項)	親会社は以下の要件を満たす企業として定められている(連結会計基準第 7 項)。
(a) 関連性のある活動 ³ が、 <u>議決権の過半数の保有者の議決によって指図される。</u>	(1) 他の企業の <u>議決権の過半数を自己の計算において所有している企業</u>
(b) 関連性のある活動を指図する <u>統治機関のメンバーの過半数が、議決権の過半数の保有者の議決によって承認される。</u>	

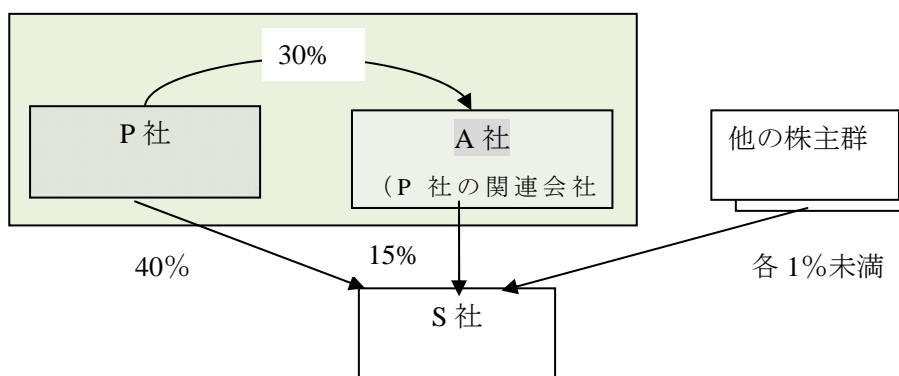
³ 関連性のある活動とは、「本基準の目的上、関連性のある活動とは、投資先の活動のうち投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動である。」と定義されている。

(比較)

7. 日本基準においては、議決権の過半数を保有している事実を要件としているが、IFRS 第10号では、実際にそれによって関連性のある活動が指図されることなどが要件とされている。

＜事実上の代理人と緊密な者及び同意している者＞

イメージ



(IFRS 第10号) 他の当事者との関係「事実上の代理人」	(日本基準) 緊密な者及び同意している者
<ul style="list-style-type: none"> 投資者が、他の当事者に対して投資者のために行動するよう指図する能力を有している場合に、当該他の当事者が「事実上の代理人」に該当する。 事実上の代理人の有する権利（議決権等）は、直接保有しているかのようにして考慮する必要がある（B74項）。 事実上の代理人となり得る他の当事者の例（抜粋）（B75項） <ul style="list-style-type: none"> 投資者の関連当事者 投資先に対する持分の売却、譲渡等を投資者の事前の承認なしに行わないことに同意した 	<ul style="list-style-type: none"> 緊密な者⁴、同意している者⁵の所有する議決権の数は子会社の判定に際して考慮される。 緊密な者に該当する者の例示（抜粋）（連結適用指針第9項） <ul style="list-style-type: none"> 自己が議決権の100分の20以上を所有している企業 自己の役員又は自己の役員が議決権の過半数を所有している企業 自己が資金調達額の総額の概ね過半について融資を行っている企業

⁴ 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者

⁵ 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していると認められる者

<p>者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統治機関のメンバーの過半数又は経営幹部が投資者と同じである投資先 ・ 投資者と密接な事業上の関係（専門サービスの提供者とその重要な顧客など）を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己との間の営業取引契約に関し、自己に対する事業依存度が著しく大きいこと等により自己に対し著しく事業上の拘束を受けることとなる企業
---	---

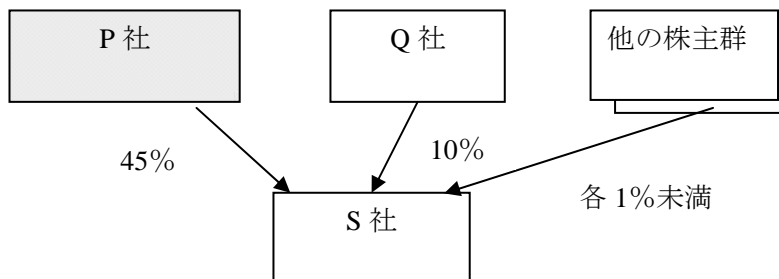
(比較)

8. 日本基準及び IFRS 第 10 号において、以下の異同が認められる。

- ◇ IFRS 第 10 号では、「事実上の代理人」も加味して判断しており、日本基準における「緊密な者及び同意している者」を加味する考え方と類似していると考えられる。
- ◇ 「事実上の代理人」と「緊密な者及び同意している者」の範囲については、多少の相違はあるものの概ね類似した例を示している。

<議決権の過半数を有していない場合の取扱い>

イメージ



9. 日本基準の考え方と比較⁶した場合、以下の通りとなる。

自己の議決権比率		40%以上 (50%以下)	40%以下
		合計の議決権比率	
緊密者・同意者 (または事	IFRS	議決権の過半を伴うパワーの評価を行う。 (通常、パワーを有すると判断されることが考えられる。)	

⁶ 日本基準における緊密者・同意者の範囲と、IFRS 第 10 号の事実上の代理人の範囲が同一と仮定して作成している。両者の異同については、「(C) 緊密な者及び同意している者」参照。

実上の代理人)と合わせて50%超	日本基準	子会社に該当する。	追加要件 ⁷ を満たした場合に子会社に該当する。
緊密者・同意者(または事実上の代理人)と合わせて50%以下	IFRS	議決権の過半を伴わないパワー(参考1参照)の評価を行う。	
	日本基準	追加要件を満たした場合には子会社に該当する。	子会社に該当しない。

10. 上記において、どのような場合に異なる判断となり得るかはケースバイケースであるが、以下、IFRS と日本基準との取扱いで相違が生じる可能性のあるケースを例示する。

<p>(設例⁸)</p>	<p>(前提)</p> <p>A) P社が49%の議決権を保有。</p> <p>B) 数千の株主(P社から独立)が残りの議決権を保有。単独で1%超の議決権を有する株主なし。</p> <p>C) 株主には、互いに協議や集团的意思決定を行うためのいかなる取決めもない。</p> <p>D) S社の取締役9名のうち、P社出身者は2名である。S社の代表取締役はP社出身者ではない。</p> <p>E) P社とS社の間で、その他の契約(融資、経営支援等)は存在しない。</p>
(判定)	
<p>(IFRS)</p> <p>P社は、自社の議決権の絶対的な保有割合</p>	<p>(日本基準)</p> <p>P社は、S社の議決権の40%以上、50%以下</p>

⁷ 連結会計基準第7項には以下の通り定められている。

- ・ 現在または過去の「役員」・「使用人」が、当該企業の取締役会その他これに準ずる機関の過半数を占めていること
- ・ 財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在
- ・ 資金調達額の総額の過半について融資(債務保証、担保提供を含む。)を行っていること
- ・ その他意思決定機関を支配していることが推測される事実の存在

⁸ IFRS第10号の適用指針の適用例(application example)等をもとに、ASBJスタッフが作成したイメージ図(以下の参考図についてすべて同じ)。

と、他の株主の相対的な保有割合の比較に基づき、49%の持分は支配を得るのに十分なものと判断し、他の反証はなく、S社に対するパワーを有すると結論付けられる(S社はP社の子会社に該当)。

を保有しているため、連結会計基準第7項(2)の①～⑤の要件を検討する。

① 緊密な者」等合わせて過半数の所有

⇒前提Bより要件満たさず。

②現在または過去の役員等が取締役会の過半数を占めている。

⇒前提Dより要件満たさず。

③財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在

⇒前提Eより要件満たさず。

④資金調達額の総額の過半の融資を行っていること

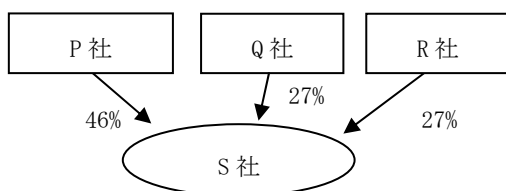
⇒前提Eより要件満たさず。

⑤その他の事実

⇒前提Eより要件満たさず。

以上より、S社がP社の子会社ではないと結論付けられる。

(設例2)



意思決定に影響を及ぼす取り決めはない

(前提)

- A) P社が46%の議決権を保有。
- B) 他の2社(Q、R社)は、各27%を保有。
- C) 意思決定に影響を及ぼす取り決めはない。
- D) S社の取締役会の過半数をP社の従業員が占めている。

(判定)

(IFRS)

P社は、他の株主との相対的な保有割合の比較(Q社及びR社のみが反対すればP社はS社の関連性のある活動の指図を阻止できる)により、他の反証はなく、自己がS社に対するパワーを有しないと結論付けられる(IFRS第10号設例6参照)。

(日本基準)

P社は、S社の議決権の40%以上、50%以下を保有しているため、連結会計基準第7項(2)の①～⑤の要件を検討する。

① 緊密な者」等合わせて過半数の所有

⇒前提A及びBより要件満たさず。

②現在または過去の役員等が取締役会の過

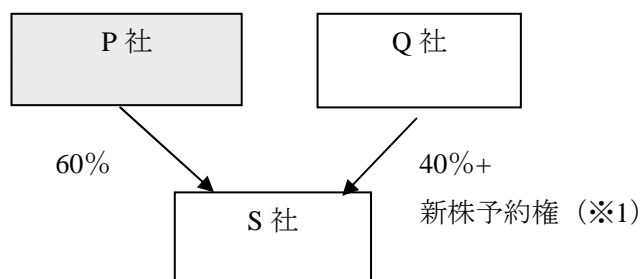
	<p>半数を占めている。</p> <p>⇒前提Dより要件に該当。</p> <p>③財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在</p> <p>⇒前提Cより要件満たさず。</p> <p>④資金調達額の総額の過半の融資を行っていること</p> <p>⇒前提Cより要件満たさず。</p> <p>⑤その他の事実</p> <p>⇒前提Cより要件満たさず。</p> <p>以上より、S社はP社の<u>子会社である</u>と結論付けられる。</p>
--	--

<p>(設例3)</p> <pre> graph TD P[P社] -- 20% --> Q[Q社] P -- 0% --> S((S社)) Q -- 49% --> S O1[多数] -- 各1% --> S O2[多数] -- 各1% --> S </pre> <p>(判定)</p> <p>(IFRS)</p> <ul style="list-style-type: none"> Q社は、P社の関連当事者に該当し、P社のためにS社の議決権を行使すると考えられていることから、P社は、Q社を「<u>事実上の代理人</u>」であると判断される。 ⇒従って、P社は、支配の判定にあたり、Q社の保有する権利等を直接保有しているかのように考慮する。 P社は、自社(Q社保有分を含む)の議決権の絶対的な保有割合と、他の株主の相対的な保有割合の比較に基づき、49%の持分は支配を得るのに十分なものと判断し、他の反証はなく、S社に対する<u>パワ</u> 	<p>(前提)</p> <ul style="list-style-type: none"> A) P社は、Q社の議決権の20%を保有。 B) Q社は、S社の議決権の49%を保有。数千の株主(P社から独立)が残りの議決権を保有。 C) Q社は、P社のためにS社の議決権を行使すると考えられている。 <p>(日本基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> Q社は緊密な者に該当する企業の例示に該当しており、P社にとって「緊密な者」と判断される。 P社は、S社の議決権を有していないため連結会計基準第7項(3)に照らして判断することとなる。「緊密な者」と合わせても50%以下の保有であるため、S社はP社の<u>子会社ではない</u>と結論付けられる。
--	---

一を有すると結論付ける（設例1と同様に(S社はP社の子会社に該当)。

<潜在的議決権の取扱い>

イメージ



(※1)：権利行使により、S社の議決権の過半数を取得できる。

(日本基準)

11. 日本基準では、支配を判定するにあたって、潜在的議決権を考慮する具体的な定めはなく、通常、潜在的議決権は考慮されていない。

(IFRS 第10号)

12. IFRS 第10号では、潜在的議決権について、以下を考慮するとしている。

- 投資者、他の議決権保有者又は他の当事者が保有する潜在的議決権の考慮が求められる。
- 潜在的議決権の考慮の際には、当該金融商品の契約条件や、当該契約条件の合意についての明白な期待や動機、理由などの、当該金融商品の目的及び設計を(その他の関与の目的と設計とともに) 考慮する必要がある。
- IFRS 第10号では、潜在的議決権は、「実質的な権利 (substantive right)」である場合にのみ考慮される。(B47 項)
- 権利が実質的かを決定するには、以下を含めたあらゆる事実及び状況を考慮に入れた判断が必要である。(B23 項)

要因	例 (潜在的議決権に関連しそうな要因を抜粋)
権利行使を妨げる障害があるか	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利行使を妨げる財務的なペナルティ又はインセンティブ

	<ul style="list-style-type: none"> • 権利行使を妨げる行使価格又は転換価格 • 行使期間の制限など、行使可能性を低くする契約条件
権利行使により保有者が便益を得るか	<ul style="list-style-type: none"> • 潜在的議決権の場合の行使価格や転換価格の考慮 • イン・ザ・マネーの状態や行使により<u>他の便益（シナジー）</u>などを得られる場合、権利は実質的となる可能性が高い

- 権利が実質的であるためには、関連性のある活動の指図に関する決定が必要なときに行使可能であることも必要である。しかし、場合によっては、現在行使可能でなくとも、実質的な権利となり得る。(B24 項)

(比較)

13. 日本基準においては、潜在的議決権に関する具体的な定めはなく、IFRS 第 10 号の支配の判定において考慮された場合には差異が生じることとなる。

<子会社に該当しない/連結の範囲に含めないケース>

(日本基準)

14. 日本基準では、以下のケースでは、子会社に該当しないとされている。
- (1) 財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業的意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合（連結会計基準第 7 項但書）

<p>(留意事項 連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針 16 項 (要約))</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 他の会社に対し共同で出資を行っている合弁会社の場合で、例えば、当該他の会社に共同支配企業の形成による処理方法が適用され、その後も共同で支配されている実態にある場合 ◇ ベンチャーキャピタルなどの投資企業が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、又は銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の企業の株式や出資を有している場合で、一定の要件を満たす場合
--

- (2) 更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる企業（連結会計基準第 7 項(1)）
- また、子会社に該当する場合であっても、次のような場合、連結の範囲に含め

ないこととしている（連結会計基準第14項）⁹

- (1) 支配が一時的であると認められる場合
- (2) (1)以外で、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある場合

(IFRS 第10号)

15. IFRS 第10号では、以下のケースでは子会社に該当しないこととしている。

- 議決権の過半数を有している場合であっても、次のような場合にはパワーを有しない。（B36項、B37項）。
 - (a) 議決権が実質的ではない場合
（例：関連性のある活動が、管財人や規制当局等の指図に左右される場合）
 - (b) 他の企業がパワーを有するような別個の取決めがある場合
（例：他者との契約や実質的な潜在的議決権の存在）
- IFRS 第11号「共同支配の取決め」が適用されるような共同支配¹⁰下にある投資先に対しては、どの当事者も単独で支配していない。（BC83項）
- IFRS 第10号には、一定の要件を満たした企業を「投資企業」と定義し、投資企業が保有する子会社株式を連結せず、純損益を通じた公正価値による測定を要求するガイダンスが含まれている¹¹。しかし、親会社が投資企業の要件を満たさない場合には、親会社の連結財務諸表上、同ガイダンスは適用されないため、親会社が典型的な事業を営む企業の場合、結果として全ての支配している投資先を連結することとなる。

(比較)

16. 以下の定めはIFRS 第10号には見られず、我が国企業がこれらの定めを適用している場合には、（議決権の過半数を保有しているか否かにかかわらず）異なる判断となる可能性がある。

- ◇ 支配が一時的であると認められる場合の取扱い
- ◇ 利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある場合の取扱い

⁹ 小規模子会社の連結の範囲からの除外の容認規定もある。

¹⁰ 関連性のある活動に関する意思決定のために、支配を共有している当事者の全員一致の同意が必要となるような場合である。

¹¹ 2012年11月に最終基準が公表された。2014年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用も可能である。

17. ベンチャーキャピタル条項を適用している企業については、親会社が投資企業に該当しない場合には、連結範囲に差異が生じる。

以 上

(参考1)

(IFRS 第10号) 議決権の過半数を伴わないパワー

- 議決権の過半数を有しない場合であっても、以下を通じてパワーを有する可能性がある。(B38 項)

- | | |
|---|-------------------------|
| ① | 投資者と他の議決権保有者との間の契約上の取決め |
| ② | 他の契約上の取決めから生じる権利 |
| ③ | 投資者の議決権 |
| ④ | 潜在的議決権 |
| ⑤ | ①から④の組合せ |

- 投資者の議決権がパワーを得るのかどうかを評価する際に、投資者は、次の項目を含む、すべての事実と状況を考慮する。(B42 項(a)~(d))

- | | |
|--------|--|
| B42(a) | 自己の議決権保有割合の絶対的／相対的比率、他の株主の分散状況 |
| B42(b) | 投資者、他の議決権保有者又は他の当事者が保有する潜在的議決権
(「D」潜在的議決権の考慮) 参照) |
| B42(c) | 他の契約上の取決めから生じる権利 |
| B42(d) | その他関連性のある活動を指図する現在の能力を有している／有していないことを示す事実 |

- B42 項(a)から(c)の項目の検討のみでは決定的とならない場合には、パワーの有無を示唆する次のような追加的な事実及び状況を考慮する。(B45 項)

- | | |
|---|---|
| ➤ | 過去の株主総会における投票パターン |
| ➤ | 追加的な証拠を提供する可能性がある要因 (B18 項) ←より重視
(例：経営幹部の任命・承認権の存在、経営幹部が投資者の関連当事者である等) |
| ➤ | 追加的な証拠を提供する特別な関係の指標 (B19 項)
(例：経営幹部が投資者の現在又は以前の従業員である、投資先の事業が、財務や技術面で投資者に依存している等) |
| ➤ | 追加的な証拠を提供するリターンの指標 (B20 項)
リターンの変動性に対する投資者のエクスポージャーが大きければ大きいほど、投資者がパワーを得るのに十分な権利を獲得しようとするインセンティブは大きくなる |

- これらの要因を考慮した後、投資者がパワーを有しているかどうか明らかで

はない場合には、投資者は投資先を支配していない。(B46 項)